

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月6日

横浜市契約事務受任者
神奈川区長 日比野 政芳

1 契約の概要

西菅田保育園乳児トイレ給水管漏水に伴う修繕

2 履行（納品）場所

西菅田保育園

3 契約日

令和5年12月26日

4 履行日又は履行期間

契約決定した日から30日以内

5 契約金額

223,300円（うち取引に係る消費税額20,300円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市青葉区大場町174番地

有限会社 鈴木商店

代表取締役 鈴木 勝

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

西菅田保育園内乳児トイレの給水管が老朽化により故障し、給水が止まらずトイレ床面及び園舎外の地面にお湯が流れ続けたことにより、乳児トイレが使用できない状況となり、園児の衛生的な保育環境を維持することができず、日常の保育に支障をきたしたため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録のある市内中小企業かつ、本修繕業務への即時対応が可能であったため。

9 所管課

神奈川区こども家庭支援課